

令和4年度

地区別公区長会議

札内東地区	令和4年11月24日(木)	13:30～	札内コミュニティプラザ大集会室
札内西地区	令和4年11月24日(木)	15:30～	札内コミュニティプラザ大集会室
札内農村地区	令和4年11月25日(金)	10:00～	札内コミュニティプラザ集会室1・2
幕別農村地区	令和4年11月25日(金)	13:30～	役場3階会議室3-A・B・C
幕別市街地区	令和4年11月25日(金)	15:30～	役場3階会議室3-A・B・C
忠類地区	令和4年11月28日(月)	10:00～	ふれあいセンター福寿多目的ホール

幕別町民憲章

*たくましい開拓魂をうけつぎ、元気で働きましょう。

*きまりを守り、お互いの立場を理解し、明るい町にいたしましょう。

*美しい自然を愛し、文化を高め、豊かな郷土をきずきましょう。

*未来をつくる子どものしあわせな町にいたしましょう。

幕別町歌

作詩・小倉 和子

作曲・万城目 正

- 1 風かおり 稲穂がゆれる
朝日をあびて 豊かに稔れよ
今日の幸せ 天に祈ろう
あゝ希望の鐘が
幕別のおかに 今日もこだまする
- 2 空青く 雲が流れる
希望新たに とどろき進めよ
今日の生命を 星に祈ろう
あゝ平和の鐘が
幕別の畑に 今日も鳴りひびく

次 第

1 町長挨拶

2 説明事項

- (1) 行政区の区域内における自治組織活動の現状と課題解決に向けて (資料1)
- (2) 協働のまちづくり支援事業の見直しについて (資料2)
- (3) 「地方版図柄入りご当地ナンバープレート」導入に向けて (資料3)
- (4) 民生委員活動への協力について (資料4)
- (5) 不登校親子まなびサロンNanmo (なんも) について (資料4)
- (6) 自立支援協議会定例会について (資料4)
- (7) 電子地域通貨の導入について (資料5)
- (8) 株式会社忠類振興公社の解散及び清算について (資料6)
- (9) 忠類歯科診療所の指定管理者の指定について (資料7)

3 情報交換

町出席者名簿

町 長	飯田 晴義
副町長	伊藤 博明
教育長	菅野 勇次
企画総務部長	山端 広和
住民生活部長	寺田 治
保健福祉部長	檜木 良美
経済部長	岡田 直之
建設部長	小野 晴正
忠類総合支所長	笹原 敏文
札内支所長	新居 友敬
教育部長	川瀬 吉治
政策推進課長	白坂 博司
総務課長	佐藤 勝博
住民課長	本間 淳
防災環境課長	井上 一成
商工観光課長	西嶋 慎
地域振興課長	谷口 英将
保健福祉課長	高橋 宏邦
経済建設課長	半田 健

【開催地区別行政区名・公区長名】

11/24(木) 13:30~ コミプラ	札内東 22行政区	北町1 森田 茂生	北町2 下山 一志	北町3 黒澤 裕治	桜町北 中村 政司	桜町中央 二ツ山 智	桜町南 及川 清貴	西町2 渡辺 政博
		新北町東 高橋 一造	新北町西 西尾 治	共栄町2 古田 和昭	中央町1 松村 博義	中央町2 神山 央	中央町3 和田 陽介	豊町 編田 浩也
		春日町 佐川 寿勝	東春日町 久世 政雄	青葉町1 新保 實夫	青葉町2 原田 啓二	札内区 白木 教嗣	暁町東 谷口 和弥	暁町西 酒井 康之
		暁町北 館田 直子						

11/24(木) 15:30~ コミプラ	札内西 19行政区	泉町 岡崎 節子	泉東 乾 政富	あかしや 大野 義夫	あかしや南1 村上 道隆	あかしや南2 板垣 健三郎	あかしや中央 森脇 俊隆	文京町 中橋 伸勝
		みずほ町 大西 隆之	若草町1 北島 康治	若草町2 千葉 正夫	若草町3 岡田 智之	桂町1 佐藤 征夫	桂町2 道西 義彦	桂町3 鈴木 祐三
		北栄町1 山谷 孝之	北栄町2 青山 繁則	西町1 三田 清美	共栄町1 安田 宝生	共栄町3 楠 快幸		

11/25(金) 10:00~ コミプラ	札内農村 15行政区	千住1 神森 善博	千住2 渡邊 孝義	千住東 高橋 健雄	稲志別 西川 保	新生 関口 保夫	中稲志別 五嶋 勝康	依田 山口 文宏
		西和 山口 和夫	昭和 高田 稔	途別 中村 由治	日新1 久保田 良幸	日新2 中村 政昭	豊岡1 二瓶 一博	上稲志別 伊東 俊之
		古舞 速水 徹						

11/25(金) 13:30~ 役場3F	幕別農村 23行政区	相川 宮脇 敏正	相川南 伏屋 隆一	相川西 脇坂 義男	相川北 高井 裕二	大豊 稲葉 佳且	豊岡2 影山 憲一	明野南 池田 哲也
		明野北 加藤 義隆	新川 氏家 博行	軍岡 富谷 允宣	南勢 千葉 敏文	猿別 笹島 喜郎	西猿別 助川 順一	新和 小尾 一彦
		糠内市街 高嶋 甲爾	五位 園部 幸広	糠内第一 橋本 浩弥	西糠内 尾上 隆彦	中糠内 山田 敏明	美川 大須賀 澄俊	明倫 中村 徳之
		中里 深松 俊英	駒島 村上 耕作					

11/25(金) 15:30~ 役場3F	幕別市街 20行政区	本町1 水川 潔	本町2 川岸 幸男	本町3 大串 邦彦	幸町 鉢建 賢治	旭町1 松井 健治	旭町2 景山 信夫	旭町4 阿部 麗子
		錦町1 松本 敏	錦町2 千葉 幹雄	寿町1 森脇 登	寿町2 折笠 良一	寿町3 斉藤 博	宝町 高畠 政由	南町1 平譚 博美
		南町2 谷友 道廣	緑町1 折笠 政弘	緑町2 浅井 祐一	緑町3 稲上 豊彦	緑町4 柿崎 俊男	新町 松本 茂敏	

11/28(月) 10:00~ 福寿	忠類 14行政区	忠類栄町 山崎 和夫	忠類幸町 齊藤 昇	忠類本町 中川 正則	忠類錦町 佐藤 博志	忠類白銀町 瀧本 洋次	忠類西当 豊田 則夫	忠類上忠類 岩谷 史人
		忠類上当 大和田 貢	忠類東宝 井田 留吉	忠類元忠類 東口 政秋	忠類幌内 佐久間 博孝	忠類新生 野村 進	忠類豊成 大石 幸男	忠類晩成 和田 深雪

113公区

行政区の区域内における自治組織活動 の現状と課題解決に向けて

住民生活部住民課

はじめに

幕別町では、昭和32年3月30日制定の幕別町行政区設置条例（以下「条例」という。）において、「町行政の民主的かつ効率的な運営を図り、もってこの町の進展に期するため、行政区を設ける」としており、現在、町内を113の区域に分けて行政区を設置している。

令和2年3月までは、条例では、それぞれの行政区に公区長を置くものとし、当該公区長は、町長からの指示により、幕別町行政区設置条例施行規則（以下「規則」という。）に規定する町行政の遂行上必要な事務を行っていた。

また、公区長の身分が非常勤職員であったことから、町長からの指示事項に対する事務執行の対価として、行政区の規模に応じた報酬を支給していた。

そのような中、令和2年4月1日施行の改正地方公務員法により、特別職の身分が厳格化され、公区長については、その身分が非常勤職員から私人となったことから、条例及び規則について、公区長の職務及び服務に関する規定が削除されたほか、従来の所管事務に係る町長から公区長への「指示事項」を「依頼事項」に改めるなど、所要の改正が行われたところである。

現状分析

1 行政区の区域内における自治組織のあり方

現行条例では、第2条において、行政区の区域を規則において定めるものとしており、その他の条文において、行政区が組織であることの規定を設けておらず、町では、行政区の性格を「区域」と位置付けている。

しかしながら、地域によっては、その地域内の行政区域を「公区」と称するとともに組織名にも用いて活動している。

また、当該組織の代表については、条例第3条に規定する行政区内の住民から推薦のあった者を「公区長」という略称を用いているため、任意の自治組織が町の関連組織であると認識している例がある。

一方で、いずれの行政区の区域内においても「公区」、「町内会」などの名称で地域コミュニティを形成・維持するための組織が任意で設置され、様々な住民活動が展開されているのが実態である。

○幕別町行政区設置条例

昭和32年3月30日条例第15号
最終改正 令和元年12月20日条例第35号

（設置）

第1条 町行政の民主的かつ効率的な運営を図り、もってこの町の進展に期するために行政区を設ける。

（行政区の区域）

第2条 行政区の区域については、別に定めるところによる。

（行政区の代表）

第3条 町長は、行政区内の住民から当該行政区の代表として推せんのある者（以下「公区長」という。）に規則で定める事務を依頼することができる。

（行政区運営費の交付）

第4条 行政区内の住民活動を推進するため、行政区運営費を交付する。

（委任）

第5条 この条例について必要な事項は、町長が定める。

附 則 略

2 行政区運営費について

令和2年3月までは、公区長の身分が非常勤職員であったことから、町長からの指示事項に対する事務執行の対価として、公区長に報酬を支給していたほか、行政区の円滑な運営を推進するため、公区運営費を支給していた。

令和2年4月1日施行の改正地方公務員法により、特別職の身分が厳格化され、公区長については、その身分が私人となったことから、町では、条例及び規則を改正し、公区長の職務及び服務に関する規定を削除したほか、従来在所管事務に係る町長から公区長への「指示事項」を「依頼事項」に改め、それまで支給していた公区運営費については、行政区内の住民活動を推進することを目的に「行政区運営費」として交付することとなった。

また、従来から支給していた公区長への報酬については、公区長の身分が私人となり、報酬の支給ができなくなったが、公区長に対する「依頼事項」の内容は、それまでの「指示事項」と変わりがないため、委託費的な意味合いで、行政区運営費として地域の自治組織に交付することとしたが、交付先は、それぞれの公区長の実情を踏まえ、経過措置として、行政区運営費を「運営費」と「公区長活動費」の2本立てとし、従来報酬に相当する公区長活動費については、自治組織又は個人のいずれかでの受領を選択することができるものとした。

3 行政区のあり方調査検討特別委員会における審議

行政区運営費のうち、公区長活動費を自治組織又は個人のいずれかでの受領を選択可能としたことに関して、令和元年11月28日に「住みやすいまちづくりを考える会」から、私人である公区長に公金を投入する必要性及び行政区設置条例の趣旨について、一度白紙に戻して町民の意見を十分に聴取し、時代に合った制度設計として今一度議論した上で、幕別町行政区設置条例の大幅な改正又は撤廃を検討することを求める陳情書が町議会に提出された。

町議会では、同年12月20日に「行政区のあり方調査検討特別委員会」を設置し、10回にわたる委員会の協議を経て、令和4年3月24日に、町議会議長に対し、「行政区は維持すること」や「広報紙は全世帯に配布することを前提に、有効な配布の方法について検討を行うこと」など、大きく5項目の意見を付した調査結果を報告した。

行政区のあり方調査検討特別委員会報告書に付された意見

- 1 行政区は、維持すること。
- 2 行政区と住民自治組織（町内会）の役割の違いを町民全体に周知し、効果的なコミュニティ活動の推進に努めること。
- 3 広報紙は、全世帯に配布することを前提に、有効な配布の方法について検討を行うこと。
- 4 行政区運営費（運営費及び公区長活動費）は、時代の変遷や地域の実情に応じた住民組織の運営及び活動が継続できるよう、改善を行うこと。
- 5 地域住民、住民自治組織等の意見や要望等を十分踏まえ、今後においても必要な改善、見直しを行い、持続可能な地域コミュニティの形成が図られるよう努力すること。

課題の抽出と今後の方向性について

町では、行政区域内の自治組織活動における現状から、大きく4つの課題を抽出し、その課題解決に向けて、行政区のあり方調査検討特別委員会からの意見や公区長への聞き取り調査、さらには、各種団体との意見交換の結果を踏まえて、今後の方向性を次のとおり示し、自治組織活動の取組を支援していくものとする。

1 行政区の性格について

課 題

町では、行政区の性格を「区域」と位置付けているが、条例では、「行政区の設置」、「行政区の区域」、「行政区の代表」及び「行政区運営費の交付」の大きく4項目を規定しており、特に行政区の代表である公区長の存在や、行政区に対して交付する運営費のあり方から、地域によっては、行政区を組織として認識する例がある。

今後の方向性

現行条例において、行政区が「区域」であることを明確にするため、「公区長」の略称を廃止し、地域の活動主体は、町内会等の任意の自治組織（以下「町内会」という。）であることを明らかにする。

町内会に対しては、これまでの「行政区運営費」に代わる「町内会活動支援補助金」を交付し、活動を支援する。

2 地域の活動主体について

課 題

行政区域内における地域の活動主体は町内会であるが、それぞれの地域においては、町内会の加入率低下や近所付き合いの希薄化、さらには、地域活動の担い手不足など、住民意識の変化を背景に、地域コミュニティの衰退が懸念されている。

今後の方向性

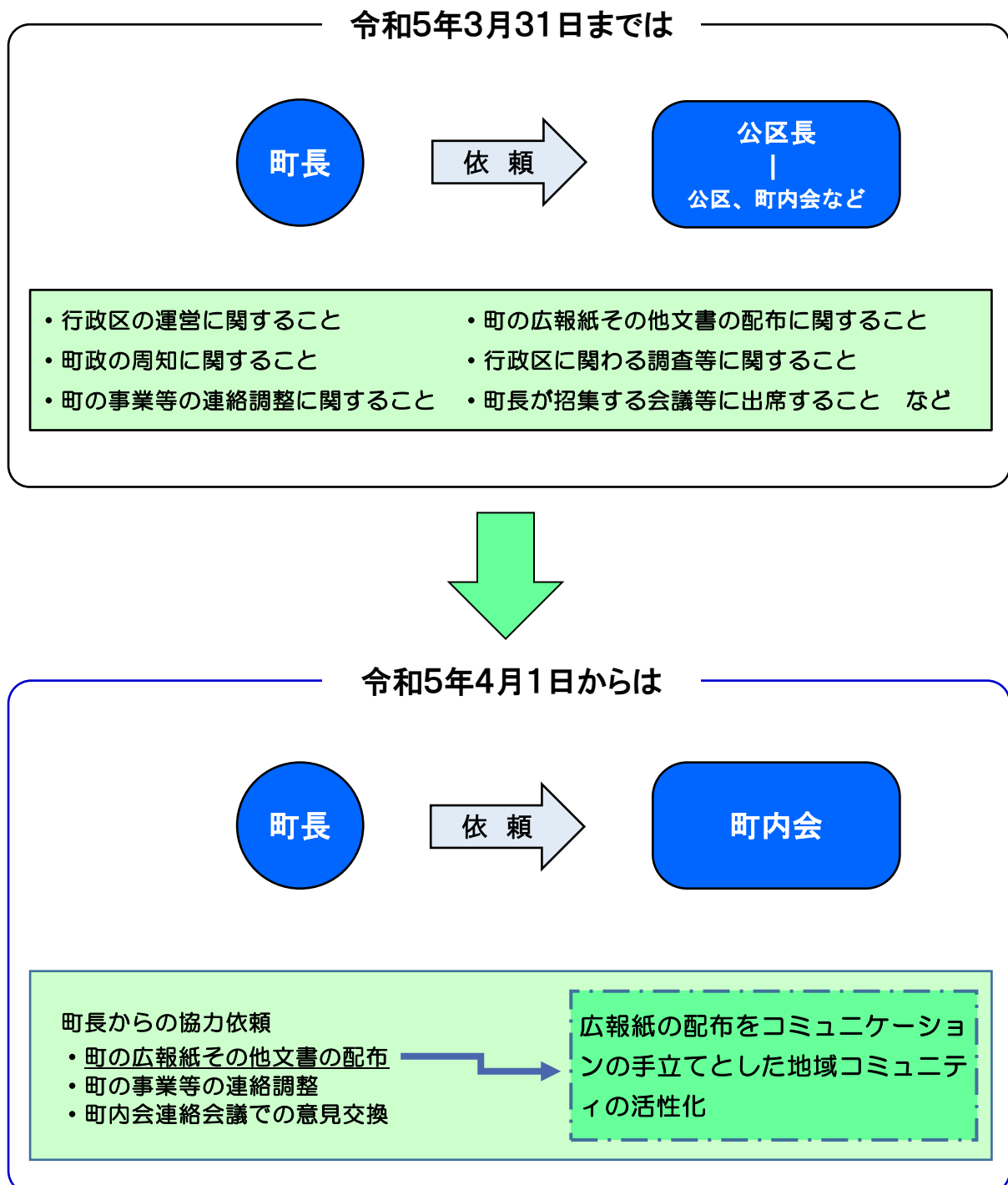
地域コミュニティの衰退が懸念される中、これからのまちづくりにおいては、住民と行政がそれぞれ責任を担い、自助、共助、公助の視点から役割分担を行う協働のまちづくりを推進していくことが一層重要となる。

共助を担う町内会においては、地域コミュニティの活性化に向けて、従来は公区長個人に依頼していた広報紙の配布を、今後は、地域におけるコミュニケーションの手立ての一つとして、町から町内会に対して協力依頼するものとし、広報紙の配布を通じて、隣近所

における顔の見える関係を築き、支援が必要な住民への対応や防災面の取組など、町内会による活動を促進していくものとする。

町では、1の「行政区の性格について」で述べたように、地域コミュニティの活性化に向けた町内会の活動を促進するため、町内会活動支援補助金を交付し、町内会活動への公的支援を行うものとする。

令和5年4月1日以降の行政文書における組織の呼称は、「町内会」を用いることとする。ただし、地域の組織が用いる呼称については、これまで同様「公区」や「町内会」といった呼称を用いることを妨げるものではない。



3 行政区運営費について

課 題

行政区運営費のうち、公区長活動費については、従来の公区長への報酬に相当するものとして設けられ、経過措置として、その受領については、町内会又は個人のいずれかを選択することができるものとしているが、公区長活動費を私人となった公区長個人が受け取ることの是非が問われている。

今後の方向性

地域の活動主体である町内会の活動を支援するため、これまでの「運営費」と「公区長活動費」を一本化し、「行政区運営費」を「町内会活動支援補助金」に改め、町内会に対して交付するものとする。

○「行政区運営費」(令和5年3月31日まで)

費目	区分	交付基準	交付額
運営費	均等割	40戸以下の行政区	50,000円
		41戸から60戸までの行政区	60,000円
		61戸から100戸までの行政区	70,000円
		101戸から200戸までの行政区	80,000円
		201戸から300戸までの行政区	90,000円
		301戸以上の行政区	100,000円
	戸数割	市街地	1戸当たり 200円
		市街地以外	1戸当たり 400円
公区長活動費	均等割		25,000円
	戸数割		1戸当たり 800円



○「町内会活動支援補助金(案)」(令和5年4月1日から)

費目	区分	交付基準	交付額
町内会活動支援補助金	組織規模割	50戸以下の町内会	75,000円
		51戸から100戸までの町内会	80,000円
		101戸から150戸までの町内会	85,000円
		151戸から200戸までの町内会	90,000円
		201戸から250戸までの町内会	95,000円
		251戸から300戸までの町内会	100,000円
		301戸以上の町内会	105,000円
	戸数割	広報紙配布戸数1戸当たり	1,200円

※ 組織規模割、戸数割ともに、町内会に加入している、加入していないにかかわらず、広報紙の配布世帯数により算定する。

4 広報紙の配布について

課 題

広報紙の配布については、規則で定める依頼事項として公区長に依頼しているが、現在の広報紙の配布率としては、住民基本台帳ベースで80.7%（公区長からの報告による世帯数ベースで93.1%）となっている。

今後の方向性

広報紙の配布は、町から町民に対する情報提供の重要な手段であり、コミュニケーションの手立ての一つとして、全戸に配布することを基本に、町長から町内会に協力を依頼するものとし、町からは、配布に対する活動費として町内会活動支援補助金（案）のとおり、配布戸数1戸当たり1,200円を交付する。

町では、従来どおりコンビニエンスストアや公共施設に広報紙を置くほか、ホームページへの掲載やスマートフォン向けアプリ「マチイロ」による配信など、これまでの取組を引き続き行うものとする。

5 その他

今回の各種見直しに伴い、今後、ごみ集積所の管理や自主防災組織の位置づけ、協働のまちづくり支援事業のあり方などを検討していく必要があるが、これまでも実際のところは、町内会などの自治組織がそれら役割を担っており、基本的には、これまでの考えを踏襲する形で運用していくものとする。

また、少子高齢化を背景とした人口減少により、地域によっては、行政区内における地域コミュニティ活動の継続が困難となっている自治組織があることから、地域の実態を把握し、今後の組織のあり方を地域と十分に協議した上で、行政区の統廃合などを慎重に進めていくものとする。

【問い合わせ先】 住民課住民活動支援係

TEL 0155-54-6602

【参考】 行政区のあり方検討についてのこれまでの経過一覧

No.	日付	項目	内容
1	令和元年 11月6日	令和元年度幕別町協働のまちづくり検討委員会（第25回）の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法の改正に伴う公区長の身分の見直しについて説明 従来の報酬相当を行政区運営費に加算し、一括して行政区に交付する旨を説明
2	11月11日 ～ 11月14日	令和元年度地区別公区長会議	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法の改正に伴う公区長の身分の見直しについて説明 従来の報酬相当を行政区運営費に加算して交付する旨を説明。交付金の受取りは、行政区口座、個人口座の選択制とした。
3	11月28日	「幕別町行政区設置条例に関する陳情書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> 「住みやすいまちづくりを考える会」から町議会議長に陳情書が提出される。 私人への行政区運営費の交付に反対し、幕別町行政区設置条例の大幅な改正又は撤廃を検討するよう求めるもの。
4	12月6日	総務文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> 町から行政区の今後のあり方について、概ね3年程度で方向性を見出すと説明
5	12月16日	「幕別町行政区設置条例に関する陳情書」の取下げ	<ul style="list-style-type: none"> 「住みやすいまちづくりを考える会」から陳情内容の精査を理由に陳情取下申出書が提出される。
6	12月17日	「幕別町行政区設置条例に関する陳情書」取下げの許可	<ul style="list-style-type: none"> 町議会本会議において、陳情第7号の取下げが許可される。
7	12月20日	「行政区のあり方調査検討特別委員会」の設置	<ul style="list-style-type: none"> 町議会本会議において、発議第10号により左記委員会が設置される。
8	12月20日	第1回行政区のあり方調査検討特別委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 行政区のあり方調査検討特別委員会協議経過（最終報告）参照
9	令和2年 2月13日	第2回行政区のあり方調査検討特別委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 行政区のあり方調査検討特別委員会協議経過（最終報告）参照
10	3月5日 ～ 3月19日	「行政区内における活動実態調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各行政区内における活動状況及び問題点等を確認し、今後の行政区のあり方を検討するための基礎資料とするため調査を実施
11	4月1日	改正地方公務員法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 公区長の身分が「私人」となる。
12	8月24日 25日 28日	令和2年度春の公区長会議	<ul style="list-style-type: none"> 行政区における実態調査結果の報告 桂町2、豊町から行政区に関する質問・要望書の提出あり 行政区に関する質疑はなし
13	9月18日	第3回行政区のあり方調査検討特別委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 行政区のあり方調査検討特別委員会協議経過（最終報告）参照
14	12月18日	第4回行政区のあり方調査検討特別委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 行政区のあり方調査検討特別委員会協議経過（最終報告）参照
15	12月21日 ～ 令和3年 2月2日	「行政区のあり方に関する公区長への聞き取り調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月に実施した「行政区内における活動実態調査」結果を踏まえて、「行政区」と「町内会」の役割、課題を再確認した上で検討を進める必要があるとして、改めて聞き取り調査を実施
16	2月25日	令和2年度幕別町協働のまちづくり検討委員会（第26回）の開催	<ul style="list-style-type: none"> 行政区のあり方に関する公区長への聞き取り調査結果の報告 「行政区」と「町内会」の役割、課題等について議論がされた。
17	3月19日	第5回行政区のあり方調査検討特別委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 行政区のあり方調査検討特別委員会協議経過（最終報告）参照

No.	日付	項目	内容
18	8月24日 25日 28日	令和3年度春の公区長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区のあり方に関する公区長への聞き取り調査の報告 ・相川西から行政区に関する質問・要望書の提出あり ・行政区に関する質疑はなし
19	7月1日	第6回行政区のあり方調査検討特別委員会の開催	・行政区のあり方調査検討特別委員会協議経過（最終報告）参照
20	7月13日	「行政区のあり方調査検討特別委員会」と「住みやすいまちづくりを考える会」との意見交換会	・行政区のあり方調査検討特別委員会協議経過（最終報告）参照
21	9月20日	第7回行政区のあり方調査検討特別委員会の開催	・行政区のあり方調査検討特別委員会協議経過（最終報告）参照
22	11月24日 26日 29日	令和3年度地区別公区長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区のあり方に関する資料等なし ・豊町から行政区に関する質問・要望書の提出あり ・行政区に関する質疑はなし
23	12月20日	第8回行政区のあり方調査検討特別委員会の開催	・行政区のあり方調査検討特別委員会協議経過（最終報告）参照
24	12月21日	幕別町の行政区維持に関する記事が北海道新聞に掲載	・第8回行政区のあり方調査検討特別委員会において示された、行政区制度を維持するとの報告書素案の記事が北海道新聞に掲載された。
25	12月22日 ～ 12月27日	「行政区運営費のあり方に関する聞き取り調査」の実施	・公区長活動費を個人口座で受領している公区長に対し、運営費と公区長活動費の一本化に向けた聞き取り調査を実施
26	令和4年 1月11日	幕別町老人クラブ連合会役員との意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との意見交換会の実施 ・日常の中で何の不便も感じていないため、行政区のあり方については、基本的に現行のままでいいとする意見で一致した。
27	3月2日	第9回行政区のあり方調査検討特別委員会の開催	・行政区のあり方調査検討特別委員会協議経過（最終報告）参照
28	3月16日	第10回行政区のあり方調査検討特別委員会の開催	・行政区のあり方調査検討特別委員会協議経過（最終報告）参照
29	3月24日	行政区のあり方調査検討特別委員会調査報告書の提出	・令和4年第1回定例会において、行政区のあり方調査検討特別委員会委員長から議長に報告書が提出された。
30	3月25日	幕別町民生委員児童委員協議会役員との意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との意見交換会の実施 ・民生委員と公区長の協力関係を継続するため、行政区制度の存続が求められた。 ・老連同様、行政区のあり方については、基本的に現行のままでいいとする意見で一致した。
31	4月 ～11月	公区長、関係団体との意見交換	・行政区の区域内における自治組織活動などについて個別に聞き取り
32	11月16日	令和4年度幕別町協働のまちづくり検討委員会（第27回）の開催	・行政区の区域内における自治組織活動の現状と課題解決に向けて説明

協働のまちづくり支援事業（公区助け合い活動支援事業 雪かき支援）の見直しについて

【見直しの理由】

公区では、地域住民の高齢化が進み、また、公区や町内会への加入率が低下するなど背景に、雪かきの担い手を確保し、雪かき支援を実施することが困難な状況になりつつあります。

一方で、公区が活動する行政区域内には、公区活動によらないボランティアとして活動する任意団体も存在し、多様化する地域活動への支援や、より細かな除雪ニーズへの対応に自主的に当たっており、これら任意団体の活動が地域課題の解決に結びつくものと期待されていることから、**本事業の実施主体にボランティアなどの任意団体を追加**するものです。

【変更前】

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①雪かき支援	高齢者の一人暮らし世帯及び高齢者世帯並びに単身障害者等の除雪支援	公区	除雪を行った戸数	定額 1戸につき 5,000円	なし	①公区住民自らが公区内において行う事業を対象とする。 ②交付の対象とする除雪戸数は実戸数とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) 次の(1)または(2)のいずれか (1)①作業対象者名簿 ②写真(一戸単位) (2)作業実施報告書

【変更後】

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①雪かき支援	高齢者の一人暮らし世帯及び高齢者世帯並びに単身障害者等の除雪支援	公区等	除雪を行った戸数	定額 1戸につき 5,000円	なし	①公区住民自らが公区内において行う事業及び任意団体が幕別町内で行う事業を対象とする。 ②交付の対象とする除雪戸数は実戸数とする。	・様式1 (協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書) 次の(1)または(2)のいずれかとする。ただし、任意団体が申請する場合は、社会福祉法人幕別町社会福祉協議会機械除雪サポート事業実施要綱による事業を実施していることを証明できる書類の写しを提出するものとする。 (1)①作業対象者名簿 ②写真(一戸単位) (2)作業実施報告書

【適用時期】 令和4年12月1日

【問い合わせ先】 住民課住民活動支援係

TEL 0155-54-6602

「地方版図柄入りご当地ナンバープレート」導入に向けて ～18町村で「十勝」ナンバーの導入を目指します～

十勝町村会では、十勝ブランドの更なる認知度向上を図り、地域振興や観光振興に活用するため、「図柄入りご当地ナンバープレート」の導入を検討しており、住民アンケートの結果などを踏まえて協議した結果、幕別町を含む十勝管内18町村で「十勝」ナンバーの導入を目指すことになりました。

導入地域では、令和7年5月以降、新規・移転・変更登録する車から順次、ご当地ナンバープレートが交付される予定です。

1 住民アンケート等の実施状況

無作為抽出した18歳以上の町民950人を対象としてアンケート調査を実施(10月3日～21日)

(1)住民アンケート結果

(単位：人)

町村名	調査数	回答者数 ※()は回収率	回答(ナンバーの地域名の希望)			
			十勝 (漢字がよい)	とちかち (ひらがながよい)	帯広 (現行のままがよい)	その他
幕別町 (割合)	950	338 (35.6%)	128 (37.9%)	113 (33.4%)	92 (27.2%)	5 (1.5%)
			241 (71.3%)			
18町村合計 (割合)	15,923	5,191 (32.6%)	1,848 (35.6%)	1,858 (35.8%)	1,309 (25.2%)	137 (2.6%)
			3,706 (71.4%)			

(2)各種団体への説明及び意見交換

商工会、観光物産協会、建設業協会、消費者協会、農協、森林組合、民生委員児童委員協議会に図柄入りご当地ナンバープレートの導入に向けた取組について説明し意見交換。

各団体とも導入に向けて反対する意見は出なかった。

2 十勝町村会での協議結果について

十勝管内18町村の住民アンケートの結果から、ご当地ナンバープレートの導入に賛同する回答が得られたことを受け、11月7日に開催された十勝町村会臨時総会で、導入を目指すご当地ナンバープレートの地域名表示を「**十勝**」に決定し、導入を求める要望書を北海道知事に提出。

北海道は11月末までに国土交通省に地元の意向を伝え、令和5年3月に導入申込書を提出。

3 「十勝」に決定した理由について

住民アンケート調査の結果、名称の「十勝 がよい」と「とちかち がよい」の回答者数は、ほぼ同数であり、十勝町村会臨時総会において、「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」の地域名表示の名称の基準に照らして、要件の全てを完全に満たすものとして「十勝」を選定した。

《地方版図柄入りナンバープレート導入要綱》抜粋（国土交通省自動車局自動車情報課）

(2)地域名表示の名称の基準

次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

- ① 行政区域や旧国名等の地理的名称であり、当該地域を表す名称としてふさわしい名称であること。
- ② 読みやすく、覚えやすいものであるとともに、既存の地域名表示の名称と類似し、混同を起すものではないこと。
- ③ ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として、「漢字」とし、文字数は「2文字」までであること。やむを得ない場合であっても、「漢字」又は「平仮名」とし、文字数は最大で「4文字」までであること。

4 図柄の決定について

ナンバープレートの図柄は、令和5年度内に複数の案から住民の皆さんに意向調査を行い選定する予定です。

(イメージ図)



5 今後の導入手続き等

日程	内容
2022年(令和4年)11月30日まで	導入意向を表明(北海道 ⇒ 北海道運輸局 ⇒ 国土交通省)
2023年(令和5年)3月	導入申込書を提出(北海道 ⇒ 北海道運輸局 ⇒ 国土交通省)
2023年(令和5年)7~9月	ご当地ナンバーの名称の決定(国土交通省)
2023年(令和5年)10月頃	新ナンバープレートの図柄を選定
2023年(令和5年)11~12月	新ナンバープレートの図柄デザイン提案書の提出
2024年(令和6年)度	新ナンバープレートのデザイン決定(国土交通省)
2025年(令和7年)5月	十勝ナンバープレートの交付開始 ※交付済みの帯広ナンバーを強制的に変更するものではない

○令和7年5月以降、帯広運輸支局で交付するナンバープレートについて

地方版図柄入りご当地ナンバープレートは、導入要綱により「地域の要望に応じて、追加的に新たな地域名を定め、各運輸支局の管轄地域の一部で導入するもの」とされていることから、現在の「帯広ナンバー」に追加して、新たに「十勝ナンバー」を定めることになる。

このことから、自動車検査証に記載される「使用者の住所」が帯広市内の場合は「帯広ナンバー」、帯広市以外の場合は、「十勝ナンバー」が自動的に交付され、自由に選択することはできない。

【問い合わせ先】 防災環境課交通防犯係

TEL 0155-54-6601

1 民生委員活動への協力について

幕別町では、現在64人の民生委員・児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、住民の身近な相談相手として、関係機関へのつなぎ役や地域の見守り役としての役目を担っています。

それぞれが担当する地域で、住民の方の日常生活での悩み事相談や、福祉サービスの情報提供、子どもたちの見守りなど、様々な活動に取り組んでいますので、民生委員活動へのご理解と情報提供などの連携について、ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 福祉課社会福祉係 TEL 0155-54-6612
保健福祉課福祉係(ふれあいセンター福寿内) TEL 01558-8-2910

2 不登校親子まなびサロンNanmo（なんも）について

学校に行けない、行かないお子さんとその保護者を対象としたサロン「Nanmo」を開催しています。

【対 象】 小学生から高校生までの不登校の児童生徒及びその保護者

【開催日時】 毎月第3水曜日 18:00～19:30

令和4年度：11月16日、12月21日、1月18日、2月15日、3月15日

【開催場所】 札内コミュニティプラザ 和室1

【世 話 人】 ひきこもり支援アドバイザー 菊地 信二

【内 容】

- 保護者間交流：お互いの困っていることを出し合い、具体的な解決策を探ります。
- 研修・学習：親子で考え、親子で学びます。
- 親子のSST（ソーシャルスキルトレーニング）：テーマを決めて、必要な力を育てます。

【問い合わせ先】 福祉課社会福祉係 TEL 0155-54-6612
メール：kibou-soudan@town.makubetsu.lg.jp

3 自立支援協議会定例会について

自立支援協議会は、福祉、保健、教育等様々な関係機関が地域で暮らす障がいのある方が抱える課題について、情報共有や協議を行う機関です。

定期的な情報交換の場として、毎月障がいのある方を取り巻く現状や課題、制度などを学ぶことのできる定例会を開催しています。


【開催予定日】 原則、毎月第4火曜日

【次回開催日】 11月29日（火）18:00～札内コミュニティプラザ集会室
11月は「障がい者からのメッセージを聴こう 合理的配慮を考えよう」をテーマに開催します。DVDを視聴しグループワークを行う予定です。
※12月は休会し、1月以降は広報紙等でお知らせします。

【そ の 他】 どなたでも参加が可能で、事前申し込みは必要ありません。

【問い合わせ先】 福祉課障がい福祉係 TEL 0155-54-6612
十勝障がい者総合相談支援センター TEL 0155-28-7599

電子地域通貨の導入について

<p>事業趣旨</p>	<p>幕別町商工会が、キャッシュレス決済の推進と町内のみで利用できる地域通貨の特性を生かした電子地域通貨（電子マネー）を新たに導入し、地域経済の循環を図り、町内中小企業の発展を目指します。</p> <p>また、事業開始時にチャージ額の30%分のプレミアムポイント（電子マネー）を付与するキャンペーンを実施し、多くの方に利用してもらえる電子地域通貨を目指します。</p>
<p>事業内容</p>	<p>1 電子地域通貨の概要について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業実施主体 幕別町商工会 (2) 電子地域通貨の名称 まくPay（ペイ） (3) 電子地域通貨参加事業者 商工会会員のうち参加登録事業者（正会員と賛助会員の一部） 現在 150 社 (4) 電子地域通貨を利用できる方 町民及び町外在住者 (5) 利用形式 プリペイド（先払い）カード（一般用とギフト用）と携帯アプリ <p>●一般用カード（チャージすることができる）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="459 795 751 985" style="text-align: center;">  <p>表面</p> </div> <div data-bbox="762 795 1050 985" style="text-align: center;">  <p>裏面</p> </div> </div> <p>●ギフト用カード（チャージすることはできない）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="459 1093 751 1261" style="text-align: center;">  <p>表面</p> </div> <div data-bbox="762 1093 1050 1261" style="text-align: center;">  <p>裏面</p> </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> (6) ポイント付与率 電子地域通貨チャージ額の1% (7) 1回当たりのチャージ上限額 45,000円 (8) 1カード（アプリ）当たりのチャージ上限額 10万円 (9) 電子地域通貨の有効期限 最終利用日から2年間 (10) カード発行の流れ <ol style="list-style-type: none"> ① 利用希望者が参加店（チャージ可能事業者）又は町商工会を訪問し、チャージする金額を支払うことで、プリペイドカードがその場で発行される。 ② 携帯アプリ形式を希望する場合は、プリペイドカード発行後に携帯電話にアプリをダウンロードし、そのアプリにカード番号を入力することで、QRコードを携帯電話に表示できる。 <p>(11) 事業開始日 令和4年12月19日</p> <p>2 導入キャンペーンについて</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 販売期間 令和4年12月19日から令和4年12月21日 予算額に達し次第終了 (2) ポイント付与率 チャージ額の30% (3) 販売方法 後日、商工会が町内全戸に配布する文書に記載 <p>問い合わせ先：幕別町商工会 電話：0155-54-2703 町経済部商工観光課商工労政係 電話：0155-54-6606</p>

株式会社忠類振興公社の解散及び清算について

幕別町が筆頭株主でありました株式会社忠類振興公社は、本年5月30日開催の定時株主総会において解散を決議し、清算することとなりました。

同社は、前身の忠類観光物産株式会社昭和63年6月に地域住民の出資により設立されて以来、34年に渡ってアルコ236と道の駅・忠類の管理運営を担ってまいりました。

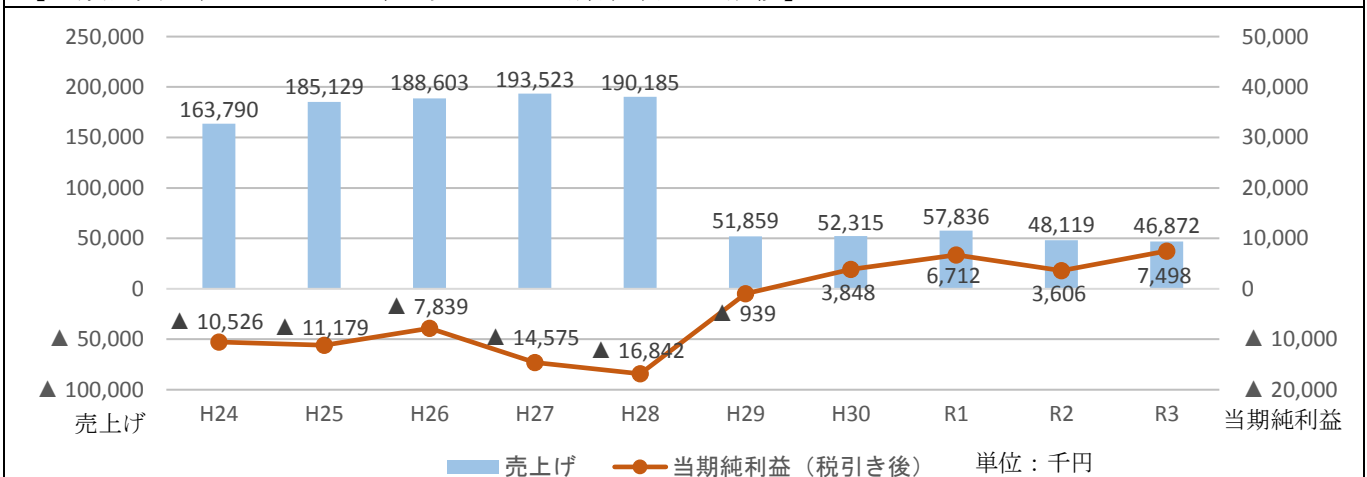
この間、地域の雇用や経済を支え、観光振興を図るだけでなく地域振興の先導役としてその役割を担ってまいりましたが、両施設の指定管理業務の終了に伴い解散に至ったものであります。

同社の解散により残余財産の分配金1,924,395円(振込手数料を含む)が町に支払われました。

【設立から解散に至るまでの経過】

・昭和63年6月	地域住民64名の出資により「忠類観光物産株式会社」が設立。 (資本金：1,450万円)
・昭和63年8月	忠類村レストラン兼特産物販売センターがオープン。管理運営を担う。
・平成5年12月	忠類村が1,450万円を出資し、「株式会社忠類振興公社」と名称を変更。 (資本金：2,900万円、村出資額：1,450万円(全体の50%))
・平成6年8月	アルコ236がオープン。管理運営を担う。
・平成18年1月	忠類村が1,050万円を増資。 (資本金：3,950万円、村出資額：2,500万円(全体の63.3%))
・平成18年2月	幕別町と忠類村が合併。
・平成18年4月	アルコ236と忠類物産センターの指定管理者に。(1年間)
・平成19年4月	新しい道の駅・忠類がオープン。
・平成24年4月	アルコ236と道の駅・忠類の指定管理者に。(平成23年度までの5年間)
・平成27年1月	アルコ236と道の駅・忠類の指定管理者に。(平成28年度までの5年間) 500万円を増資。 (資本金：4,450万円、町出資額：2,500万円(全体の56.2%))
・平成29年4月	アルコ236と道の駅・忠類の指定管理者に。(令和3年度までの5年間)
・令和3年7月	町議会の「指定管理のあり方調査検討特別委員会」が調査。 「令和4年度からのアルコ236と道の駅・忠類の指定管理者の候補者選定に当たっては、当該業務の専門性を有し、主体的かつ確実に業務を履行することができる事業者であるべき。」と調査結果を報告。
・令和3年11月	令和3年第5回町議会臨時会にて、アルコ236と道の駅・忠類の次期指定管理者に株式会社アンビックスを指定する議案を町が提出し、可決。
・令和4年3月	アルコ236と道の駅・忠類の指定管理業務が終了。
・令和4年5月30日	定時株主総会において解散を決議し、清算することを決する。

【忠類振興公社の過去10年の売上げと当期純利益の推移】



※ H24～28はアルコ236と道の駅・忠類の売上げを、H29～R3は道の駅・忠類の売上げを示す。

忠類歯科診療所の指定管理者の指定について

1 忠類歯科診療所の経緯

昭和46年8月開設

昭和51年9月忠類コミュニティセンターに移転

歴代の歯科医師

昭和46年8月～昭和62年3月：久坂 益男氏

昭和62年6月～平成2年3月：四ツ谷博明氏

平成2年4月～平成30年3月：佐竹 正明氏

平成30年4月～令和5年3月：医療法人社団航慎会（指定管理者）

2 指定管理者選定の経過

令和4年6月22日 第1回指定管理者選定委員会

6月23日 公募開始

8月2日 応募締切り

8月9日 第2回指定管理者選定委員会

提案説明及び審査を経て「医療法人社団航慎会」を候補者として選定

9月21日 令和4年第3回町議会定例会において「指定管理者の指定」を議決

3 指定管理者

広尾郡広尾町本通11丁目10番地

医療法人社団航慎会

理事長 中野慎一

法人の概要 広尾町 なかの歯科医院（H11年4月開院）

札幌市 北区しんた歯科（H26年7月開院）

忠類歯科診療所指定管理（平成30年4月1日～令和5年3月31日）

4 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

5 運営状況（参考）

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
① 診療日数	233日	230日	229日	228日	234日	238日	234日
② 受診者数	3,408人	3,558人	3,427人	4,918人	5,129人	5,156人	4,653人
一日当たり受診者数 ②÷①	14.6人/日	15.5人/日	15.0人/日	21.6人/日	21.9人/日	21.7人/日	19.9人/日